

京焼の「陶法傳書」——『陶工必用』・『陶磁製方』・『陶器指南』——

河 原 正 彦

(一)

近世になってから、京都盆地やその周辺で製作され、その地域的な性格や特性をそなえ、しかもそれを一つのスタイルとして作り出し、伝統として受け継いできた「やきもの」(陶磁器)を、「京焼」と呼びならわしてきている。しかもその最大の特徴は、平安時代以来、王城の地として栄え、政治、経済、文化の中心をなしてきた古代・中世的な都市から、みごとに近世的な都市に変貌していった近世の都市的環境のなかで、生みだされ、育てられ、製作され続けてきたものであるということができであろう。つまり「京焼」は、近世における都市的窯業として成立し、展開され、継承されてきているということが、大切な事柄なのである。

近世になってから成立した「京焼」、近世的な都市的窯業にかかわる調査や研究についていえば、早くからある程度の傳世作品の存在も知られ、またそれにかかわる文献資料なども、他の窯業地やそれらの作品研究などに関する資料などに比べれば、圧倒的に豊富であり、その領域も実に多岐にわたっている。したがって、傳世作品

といい、とくにそれにかかわる文献資料の存在とその密度の濃さは、群を抜いているといえよう。しかし、一方では、近年の調査・研究領域のなかで、主流を占めてきている考古学的な発掘資料、発掘調査の成果に関していえば、それは大変乏しく、想定される遺跡や遺物の包含層が、現在の生活圏の真下に存在しているため、発掘調査がほとんど不可能な状態であり、その資料性は極度に貧弱であるというのも、大きな特徴の一つであるといえることができる。

さて、今回ここでとくに注目し、関心呼びたいと考えているのは、伝統的な「京焼」の世界で伝承されてきている「陶法」、つまり陶器や磁器を製作するための技術的なものが、行為伝承や口承伝承という方法だけではなく、文字表現による伝達方法をもつて記録され「傳書」という形態をとって残され、伝えられてきているということである。そしてさらに、こうした京都窯業界で獲得された「陶法」は、京焼の内部だけで伝承され、活用されてきたものではなく、他地域の地域性の強い窯業、新しい地場産業の振興や技術の獲得のためにも積極的に書写され、伝承されてきている。そしてさらには、世の中の要望に答えるという形で、刊本として木版印刷さ

れ、書籍として出版されて流通し、一般的な書物の一つとしても普及していったことも、大変大きな関心事であり、興味をそそる問題でもある。

こうした「陶法傳書」の存在は、早くから知られ、京焼の窯業技術を知る基本的な資料というばかりではなく、京焼の歴史を知るための根本的で重要な資料の一つとして、諸先学をはじめ、また私自身も、これまでも紹介し、論文のなかで資料としてもかなり頻繁に使用してきた。しかもそれらは、京焼窯業の歴史的な在り方やその特異な性格を端的に、しかも具体性をもって明確に示してくれる最大の基本的な資料ではないかと考えている。さらに京焼の歴史や広く近世窯業史、近世窯業技術史の有力な資料というだけでなく、「傳書」という形で獲得し、蓄積してきた情報を、後世に伝えていこうという行動のパターンには、近世的な特色ある動き、日本的な伝承の有力なスタイルとしてとくに注目され、近世文化史における重要なテーマの一つではないかと考えている。

(二)

現在、京焼関係の「陶法傳書」として広く知られている資料としては、江戸時代中期に活躍した文人陶工、尾形深省（乾山、一六六三～一七四三）が著した二種類の傳書、『陶工必用』と『陶磁製方』とがある。そしてさらに、江戸時代後期になると、幕末期に活躍した、欽古堂亀祐（一七六五～一八三七）が著した刊本『陶器指南』の存在が知られている。

そのうち、尾形深省（乾山）の著した『陶工必用』と『陶磁製方』は、ともに自筆本が伝えられていて、実に貴重な文献資料であると

いうべきであろう。そのうち『陶工必用』は、奈良の大和文華館が所蔵し、昭和三十九年（一九六四）一月、コロタイプ技術の駆使して、忠実な複製本が製作され、同館から出版されている。そしてそれには別冊の解説本『尾形乾山自筆 陶工必用並解説』の一冊がつけられている。この解説本には、本文の訳文とともに、適宜、満岡忠成氏による用語解説が加えられており、さらに技術的な問題解決の一助として、陶芸作家、富本憲吉（一八八六～一九六三）氏の論文、「乾山の『陶工必用』について」（雑誌『大和文華』に掲載されたものを再録している）と、満岡忠成氏の論文「陶工必用について」と題する詳細にわたる論考と解説がつけられている。そして、さらに関連する研究論文として、山根有三氏の「小西家文書中の乾山研究資料」が掲載されている。

なお、この大和文華館から出版されたコロタイプ本は、印刷部数も少なく、いまや稀覯本ともいうべき貴重な出版物になっていて、そう容易に手に入れることのできるものではなくなっている。しかし『陶工必用』の内容を活字本として紹介されたものについていえば、比較的容易に見ることのできるものがあり、例えば京都の茶道資料館の『昭和五十六年秋季特別展「茶の湯と京焼Ⅰ 仁清・乾山・古清水」』展覧会図版目録に所収されている「資料 尾形乾山筆『陶工必用』」の翻刻本などをはじめとして、比較的容易に手に入れることができるものが増えてきている。

それについて、『陶磁製方』の方は、栃木県、旧塩谷郡氏家町の滝沢家に伝えられているもので、研究者の間では、比較的早くからその存在は知られ、その内容の一部はいろいろなところで紹介され、資料としても使用されてきている。しかし、この傳書の写真図

版やコロタイプによる翻刻や紹介、全文を活字化したものなどは、作られていなかったところから、なかなか手軽に入手できるものはなかった。そこで昭和五十四年（一九七九）三月に発行された『日本の美術No.一五四「乾山」』（監修文化庁、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、河原正彦編、至文堂刊）の巻末に所有者の許しをえて、資料として写真版とともに、活字にした『陶磁製方』の翻刻全文を掲載している。

この乾山の二つの傳書の記述の仕方や内容などについては、後に触れていかなければならないが、それらに触れる前に、もう一つの傳書、『陶器指南』の存在について述べておかねばならないであろう。

この『陶器指南』は、京都の旧東福寺郷、伏見街道一ノ橋下ルに住んでいた陶工、欽古堂龜祐（一七六五―一八三七）の著述・編纂になるもので、文政十三年（一八三〇）に発刻され、『書林、江戸日本橋老町目 須原屋茂兵衛、尾張名古屋本町 永楽屋東四郎、大阪心斎橋筋備後町北江入 加賀屋善藏、京四条通烏丸東江入 著屋（めどぎや） 勘兵衛、同四条通室町東江入 香具屋徳兵衛」と、江戸、名古屋、大阪、京都の四都、五軒の書店の共同で開版され、出版されている。そしてとくにこの『陶器指南』に関していえば、こうした木版刷り刊本の他に、欽古堂龜祐の後裔と伝える京都の中村家に、関連資料が数点伝えられてきている。それは、いわば『陶器指南』の草稿本と清書本と初版刷りの刊本と見られるもので、①は『欽古實傳 上冊』と表題のある一冊である。②は『欽古實傳 上・下』と題する二冊本。③は『欽古實傳 陶器指南 全』と表題のある木版刷りの刊本である。これらのうち、①は上巻しかなく、下巻

は失われているが、明らかに龜祐自筆の下書きであることが認められる。そして②は上・下の揃った二冊本で、これも①を清書した完成本に近い龜祐の自筆によるものであつて、一部に補筆が加えられ、『文政十一年六月 洛南欽古堂 龜祐』の年紀が記されている。③はすべての用紙の端書に「欽古堂實傳」と木版刷りした用紙を使用し、「文政戊子（十一年のこと） 夏日 可亭道人信識」（羽倉可亭 一七九九―一八八七）の序文と、「文政十三年寅春 欽古堂」の緒言、奥書に「諸焼物薬絵具調合所 平安城伏見街道一ノ橋下 欽古堂 龜祐」「文政十三年庚寅仲秋 発刻 書林、江戸日本橋老町目 須原屋茂兵衛、尾張名古屋本町 永楽屋東四郎、大阪心斎橋筋備後町北江入 加賀屋善藏、京四条通烏丸東江入 著屋勘兵衛、同四条通室町東江入 香具屋徳兵衛」と記している。

しかもこの中村家所蔵の②の『欽古實傳 上・下』の清書本に加えて、さらに実直に清書し、完成させた稿本ではないかと考えられるものが、京都国立博物館に所蔵されている。しかも、筆跡や書風からいっても、明らかに欽古堂龜祐自身による自筆清書本とみられるものと断言することのできるものである。なぜこの清書された龜祐自身の稿本だけが、京都国立博物館に所蔵されているのか、その辺りの事情や可能性は推測の域をでないが、中村家所蔵の資料と併せて考えれば、中村家所蔵資料の内、資料①、②と③との間に挿入して考えられるもの、つまり②の清書本と③の版本との間に位置付けることのできる重要な自筆本であると考えられる。そうだとすると、京焼の技術を伝える代表的な陶法傳書のすべてが、それぞれの著者の自筆本として傳來してきているということになる。つまり、尾形深省（乾山）が著した二種類の傳書、『陶工必用』と『陶磁製

方』に加えて、欽古堂亀祐が著した刊本『陶器指南』にも、自筆の清書本があり、伝えられているということになるのである。

さて、欽古堂亀祐が著した刊本『陶器指南』についていえば、いまだ詳細な調査を行った結果ではないにしても、これまでに出会った『陶器指南』の増刷本や復刻本や複製本などからすれば、かなりの数のものが作られ、流布していたものと考えている。その点からいえば、私たちが今日想像している以上に、ものすごいベストセラーの本の一冊ではなかったかと考えている。

また『陶器指南』の活字本の翻刻は、昭和六年（一九三一）からはじめられた『陶器全集』陶器全集刊行会編 宝雲社刊に所収されており、近年ではその復刻版、『陶器全集』第四巻、思文閣刊（昭和五一年）に所収されている。

なお、京都国立博物館所蔵の『陶器指南』についていえば、昭和六〇年（一九八五）四月に発行された、『日本の美術No二二七』「瀬川・木米・道八」（監修文化庁、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館 河原正彦編、至文堂刊）の巻末に、資料として挿図のある部分に関しては写真版を加え、本文全部を活字にした『陶器指南』の翻刻全文を掲載している。また『陶器全集』の小野賢一郎氏の解説、序に「（前略）京都博物館所蔵本に依って騰写し完本とすることが出来た。（後略）」と記すところから、この序が記された昭和八年には、恩賜京都博物館の所蔵品として『陶器指南』の清書本（京都国立博物館本④）が所蔵されていたことが明らかとなっている。

（三）

さて、ここからは、この三種類の傳書の特徴と内容、収録されている資料の年代観などについて考えていきたいと思っている。

尾形深省（乾山）の『陶工必用』と『陶器製方』は、ともに乾山の習得しえた「陶法」を傳授させるのを目的として記されたものであることはいうまでもない。したがって、伝授される陶法の内容については、さほど異なるところは認められないが、内容の全体的な構成や配列、こまごました細部の説明などには、かなりの相違点が認められる。『陶工必用』についていえば、その跋に「元文丁巳（二年）秋八月 武江蘭溪任」「勝任之印」（白文方印）と記されているところから、元文二年（一七三七）秋八月、江戸において、俳人であり、陶器作りにも心を寄せていた一枝庵蘭溪のために書写して与えたものと考えられている。そしてその内容は、満岡忠成氏が既に指摘されているように、明解に三部に分けられている。

第一部は、この本の緒言にも「洛西北仁和寺前、野々村仁清より乾山緒方某深省江相傳、陶器作方、上二掛ヶ候藥之方、地土の製方並繪具方等、即仁清受領播磨大掾藤良判形ノ一冊、本之儘、鄙語俗言を不顧之書寫、令進送畢（下略）」（読みやすいように句読点を加えた。以下同じ）と記されている。このように、野々村仁清から乾山が傳授された「傳書」をそのままの形式で書写したもので、この時期の傳書の形式や表現方法が、このようなものであったことが知られて興味尽きないものがある。そしてそれに乾山が「愚夫之今案者、以朱字記之」と記すように、これに乾山の註が朱墨で付記されている。

この仁清からの傳書の大要は、奥書に「本焼、楽焼、繪葉、錦手繪葉、諸事土之合様まで具ニ書寫遣申候（下略）」と記すもので、「元禄十二年卯八月十三日」、「緒方深省老 参」と記し、さらに「必々他見他言被成間敷候、拙者家秘傳にて候へ共、御所望ニ應申候所也 以上」とあり、仁清家の秘傳であるが、乾山からのたつての所望によつてそれに答えたものであるから、決して必ず他見他言をしてはならないと禁じている。

そして第二部は、「○内窯陶器」、つまり押小路焼に関する伝承資料で、冒頭から「一、京都押小路柳馬場ノ東ニ押小路焼物師一文字屋助左衛門ト云者、唐人相傳之方ヲ以、内窯焼之陶器ヲ製ス。楽焼元祖、朝次郎より舊キ由申傳候へ共、何レカ先なる事ヲ不存候。愚拙元禄卯之年、洛西北泉溪ト申處ニ、閑居仕候處ニテ、陶器ヲ製シ始。則京城の西北ニ相當り候地ニ候故、陶器ノ銘ヲ乾山ト記シ出申候。其節手前ニ指置候細工人、孫兵衛ト申者、右押小路焼之親族ニて、則弟子ニ候而細工焼方等巧者候故、御室仁清嫡男清右衛門ト共ニ手前江相頼ミ置、此兩人ニより押小路内かま焼キ、御室仁清焼之傳ヲ受継申候（下略）」と記している。そして御室焼の仁清の嫡男、清右衛門から受け継いだ仁清傳は、この傳書の最初、第一部に記していることを確認し、さらに続いて「右押小路焼弟子孫兵衛より愚拙へ口授致候趣ヲ書記申候」と、この押小路焼の傳書の部分は、孫兵衛より口授されたものを、乾山が書き留めたものであると強調している。そしてこの押小路焼傳の最後、文末にも重ねて「右押小路焼之親族ながら弟子ニ而候、洛東栗田蹴上ノ水之近辺、比丘尼坂ト申候所居住致候孫兵衛ト申者より、私口授仕候趣書記、送進申仕候以上」と記している。

その押小路焼傳の内容は、仁清傳に比べれば簡素で、「内窯土製之方」、「内窯焼器物上ノかけ葉之方」、「内窯繪具ノ方」の三項目、内窯焼の土の作り方、器物の上に掛ける上釉、色釉は、黒、緑、紺、赤、黄、紫色の調合法が記され、それらを合わせる「ふのり合加減ハ口授」するものであるとされている。そして「右焼方、内窯、外窯形、是等者直ニ御覽シ被及候所ニ而候へば、今更圖之申ニハ不及候」と記されている。つまり内窯の焼方、内窯、外窯の形、これらは直に御覽になられるところがあれば、理解できるであろうから、今更図示する必要はないだろうとして、図は省略されている。

第三部は、この乾山傳書のうち、最も主要な部分を構成するところであるといえよう。その冒頭には「愚拙、最初於華洛西北隅之乾山ニ、陶器ヲ製造之初年より凡四十年來及申候。其間に右両方（朱、仁清、押小路）より相授り候葉方之外、種々工夫ヲ以て、其方之不相勝所ヲ省キ、又新ニ方ヲ組合、乾山一流之方相立候段、左ニ記シ申候（下略）」と記されている。乾山はおよそ四十年來陶器を製作してきたが、その間、仁清と押小路焼、両方から伝授された釉葉その他のことを種々工夫をし、優れていないところを省き、また新しく方法を組み合わせ、乾山一流の法を組み立てて来た。以下左に記すのはそれであると明言している。

乾山はまず「陶器之地土並製方」、「○くはんにういらす南京焼肥前焼ノ通ニ類シ候器物之土ノ方」、「高麗刷毛目茶碗ノ土並はけめノ致方葉方等」、「高麗こよみ手（註略）」、「○山窯本焼ノ掛葉（下略）」、「本焼山窯繪具葉ノ事」、「本焼物之上ニ彩色繪ヲ付候繪具方」、「錦手ノ上糸（下略）」というように、基本的には仁清の傳書の項目に従いながら、陶器の地土の事と作り方に続いて、新規に磁器焼造の

ための土の法、さらに高麗茶碗の刷毛目や磨手の土の法、本焼の上釉と下絵の法、そして上絵の釉薬と錦手の上絵の法に言及している。とくにここで注目したいのは、後にも触れたいと思っているが、磁器焼造のための土の法、つまり磁器焼造への試みであり、また伝統的な茶入釉についてはほとんど言及していないということである。そして陶器の土全体にたいしていえることは、「陶器之地土並製方」のところで触れているように、「惣而陶器之土異域本邦共其工人之居所近邊ヲ用候（下略）」といいながら、用いる土の性質、強弱によつて、茶碗や皿などの高台が「切れ」てしまうものがある。それにたいしては、京都では山科藤尾の白砂を二割入れて防いでいるが、江戸であれば房州でとれ、錢座などで錢の鑄造型に使う砂を、二割入れれば、底切れを無くすことができるというように、より具体的な示唆が与えられている。こうした具体性があり、的確な指示は、乾山一流の法を記述するこの部分の基本的な姿勢であるということが出来る。そしてそれに続いて、押小路焼傳の記載順を踏まえながら、「乾山一流内かま葉糸のぐ焼方ノ事」や「内かま糸のくの方並地塗り色々在之候方」が記されているが、この部分は乾山自身が仁清傳や押小路焼傳を踏まえて研鑽を積み、経験に経験を重ねて会得した技法の部分であるだけに、懇切丁寧な記述に徹している。そして最後に伝世作品などでは未だ遭遇したことのないものではあるが、「○金銀かながいやき付候方」として、金や銀の金貝、薄くのぼした金属板を文様に切つて陶器に焼付けて加飾する方法を記している。しかもこの部分の記載内容は実に豊富であり、しかも具体性を備えている。そしてその上、最末尾には「右之外珍敷品候ハハ、工夫之上相試、作定致たる義有之候ハハ、重而相認可進候 以上」と記す

ように、右の外に珍しい物があれば、工夫して作つてみて、うまく行つたら、また教えましようと言うように、前向きな意志表示がなされている。そして最後に「巳三月五日 乾山深省（花押）」と年紀と奥書が記されているが、傳書を特色つける禁止項目、「他見他言被成間敷候」といった相伝を禁止する文言が見られないのがとくに注意されよう。このように見てくると、この『陶工必用』は、まれに見るといえるほど、整理整頓された形式で記された傳書で、乾山が伝承として受け継いだ部分と乾山が新規に創意工夫して獲得した部分の知識とを、はつきりと書き分けてくれていることが、実に重要な事柄ではなかったかということになる。

さて、一方『陶磁製方』は、『陶工必用』が縦野紙を用い、実直に縦書きされているのに対して、小型の横冊子型のもので、紺紙外表紙の題僉には、別筆で「乾山翁陶器傳書」、内扉に乾山の筆跡で「陶磁製方」、外表紙裏に「他見不許 陶器傳書 紫翠深省 紙數三十枚」と記されている。その全体的な構成は、細部については『陶工必用』とは異なるが、大きく分ければ、同じように、三部に分けることができる。

まず、その第一部は、「本焼山窯並葉法」にはじまるもので、仁清傳を構成の下敷きに置きながら、仁清傳に乾山が獲得した知識を混ぜながら書き下しているということが出来る。そしてこの項目の末尾には、「右条々者本焼山窯陶器、地土上之掛葉、スヤキ已後之絵具、本窯ヨリ焼出候上二色々焼付候絵具方、茶入茶碗其外敷品之器ノかけ葉之方、御室焼物師仁清受領ハ野々村播磨大掾方より相伝候。諸方又愚拙累年工夫之上撰ミ出候方共、今般応御惘望、逐一書記令附屬候。御閑隙之節、御翫ヒ之一助ニ成候ハハ、可為幸甚候、

頓首。元文二年巳九月十一日 乾山七十五翁 深省（花押）」と記している。つまりこの部分は、仁清から相伝したものに、色々なところや乾山が工夫して選り獲得してきた陶法を共に、今回はとくに御悩望に答えるという形で逐一記し、付け加えたものであるといい、さらに「御閑隙之節、御翫ヒ之一助ニ成候ハハ、可為幸甚候、頓首」とあるように、趣味人への対応であることも言下に示しているように思われる。そしてこれにつづいて「金の消泥」、「銀泥焼付」につづく「本焼物ノ上ニ文字又ハ草木人物鳥獸等ヲ其ま墨ガキ同前ニカキ、上ノかけ薬多のぐなしニ直ニくろく焼上候」以下、「○二藍絵具ノ方」、「○濃緑ノ方」、「○金焼付之方」、「○紫いろゑのぐ」、「○紫いろ紫玉なき時ノ方也」、「○下ニ画ク黒絵具」、「○緑色ノ絵具」、「俗ニ錦手或ハ金焼など申候」の法、「○赤 仁清傳」、「○赤 乾山家法」、「○紺色絵具」、「○黄色ゑのぐ」、「○緑ハ」、「○紺ハ」、「紫ハ」、「黄ハ」、「二藍」、「○内窯ゑのぐノ方」、「○又白ゑのぐ一方」、「○黒絵具ノ方」、「○赤かき色也」までは、「○私家傳秘薬ニ候ヘ共、任御悩望書付進候」というように乾山が開発した秘薬であるが、たつての悩望によって、書き進めるものであると記している。しかもそれは「外ヨリ習得タル事ニテハなく候、自然ノ道理にて、毎度ノ功積り、覚タル方ニテ候」と明言し、また「昔より之傳もナキ事故、書付進候」とか「古来ノ傳ニハナキ事ニテ候」というように、乾山がはじめて開発した技法であるからこそ、ここに記載したというものもある。そしてさらに、乾山がもっとも重要なものと位置付けてきた白絵薬、「白絵具」については、「年来工夫ノ上、調合致候、窯焼候剋、口傳無之而ハ、不叶事ニ御座候（下略）」とあるように「口授」・「口傳」の大切さも指摘している。しかも『陶磁製

方』では、この部分が表紙とも総数三十枚の内、六枚しか割かれておらず、『陶工必用』とは大きく異なるところとなっているといえよう。つまり肝心の乾山傳は、独立した章だてによるものではなく、仁清傳にもまた後に触れる押小路焼傳に、重ねるようにして説明され、記述されているということになる。

そして最後の第三部は、「内窯焼陶器之事」にはじまる押小路焼からの伝承で、やはりその由来については「異朝之人ヨリ、相傳候方之由、承及候。最初京押小路高倉ニ、一文字屋助左衛門ト申候者之家傳ニ而、数代焼候。樂焼其外栗田口、清水坂、又ハ御室仁清焼、京北御菩薩池焼などより前ニ焼初メ候由、其余流、今以交趾焼ヲ写タル器物、花樹生類等ヲ地紋ニ掘り、綠色黄紫之色絵ヲ付タル器有之候」といひ「私乾山ニ而内焼致候方ハ、右一文字屋ノ親類ニ而弟子、栗田口蹴上ノ水ノ辺ニ居候孫兵衛ト申候者ヲ、私方ニ抱置き、則押小路焼傳之薬ゑのぐノ方ヲ習得申候（下略）」と記している。そして、「○内窯器物ニ造り候土之事」にはじまり、掛け薬や樂焼、濃緑釉をはじめ、「惣白地」、「鼠色地」、「桃色地」、さらに「うす柿地」や「うすもへき地」、「うすあさぎ」、「うす紫うす黄色ノ惣ぬり」、「黒地ぬり」と続き、「右書付候分ハ、皆々内窯焼樂焼等之方、習得候分、又ハ自己工夫ヲ以焼出候方共、不殘毫末逐一令書記候畢」
「元文二年巳九月十二日 京兆 乾山陶工 紫翠老人 深省（花押）」と記して、第三部を終えている。ここでは、仁清傳が、九月十一日に書き終わる、押小路焼傳の部分は翌日、元文二年九月十二日に書き継いでいることも注意される。この押小路焼傳での後書きでは、右に書き付けた部分は、内窯焼や樂焼などの内窯焼、つまり今日でいうところの低火度焼成にともなう技術で、習得したり自分で工夫

して作り出したものも、ともに残らず逐一書き記したものであると述べている。しかも「京兆」、「紫翠」と京都出身であることを強調しながら「乾山陶工」と記すように、自ら「乾山」窯の「陶工」であることも明記している。

さて、このように見てくると、『陶工必用』と『陶磁製方』を記した乾山深省の取り組みの姿勢にも、また目的意識にもかなりの相違を見て取ることができると思われる。それはまた書名にも表れているといえよう。まさに『陶工必用』は、陶工が必要とする基礎知識、なかでも仁清傳や押小路焼傳を正確に伝承しようとする意識が強く働いていたものといえるであろう。それにたいして『陶磁製方』は、まさに陶器の作り方、製作上の材料や素材、またその組み合わせや分量、手順などについても、具体性を持っており、仁清傳の末尾に、「諸方又愚拙累年工夫之上撰ミ出候方共、今般応御惣望、逐一書記令附属候」といいながら、さらに「御閑隙之節、御翫ヒ之一助ニ成候ハハ、可為幸甚候、頓首」というように、かなり砕けた気持ちでこの傳書を記しているように考えられる。いずれにしても、この両者を読み比べていけばいくほど、乾山が伝えたいとする技術上の内容には、ほとんど差異が認められないということが出来る。

さて、次に『陶工必用』と『陶磁製方』の三部構成について言及しなければならぬが、そこには明らかに時間的な経過にともなう技術的な差異が存在しているように思われる。まず「仁清傳」は『陶工必用』に「元禄十二年卯八月十三日」、「緒方深省老 参」と記されているように、元禄十二年（一六九九）卯八月十三日に二代仁清から傳授されたものであることは明白である。従ってここに記されている内容は、十七世紀後半までに獲得されていた「陶技」で

あるということになる。次いで孫兵衛から口授され、乾山が筆記した「押小路焼傳」は、『陶磁製方』に「異朝之人ヨリ相傳候方之由、承及候、最初京押小路高倉二一文字屋助左衛門ト申候者之家傳二而、数代焼候。楽焼其外栗田口、清水坂、又ハ御室仁清焼、京北御菩薩池焼などより前二焼初メ候由、其余流今以交趾焼ヲ写タル器物、花樹生類等ヲ地紋ニ掘り、緑色黄紫之色絵ヲ付タル器有之候」というように、少なくとも、楽焼や栗田口焼、清水坂、又は御室仁清焼や御菩薩池焼などより前に焼き初めているという伝承がある。そしてこうした伝承を歴史資料とともに大切なものと考えれば、少なくとも、江戸時代初頭以前、あるいは桃山時代の前半には溯り、獲得されていた「陶技」ではなかったかと考えている。そうだとすれば、押小路焼傳は、仁清傳よりは古く、十六世紀後半から十七世紀前半には獲得されていた技術であるということになる。そして乾山の陶法、つまり「乾山一流ノ法」が、『陶工必用』では、元文二年（一七三七）三月五日に相伝されており、『陶磁製方』は元文二年九月十二日に相伝されているところから、江戸時代の中期、十八世紀初頭までには獲得されていた「陶技」であると位置付けることができる。つまり、京焼は、十六世紀後半から十七世紀初頭の陶技を「押小路焼傳」という形で持ちながら伝承し、十七世紀末までの陶技は「仁清傳」として持ち、十八世紀前半までの陶技を「乾山傳」として持っているということになるのである。

そして、それに続く江戸時代も末期、十九世紀前半の陶技は、欽古堂亀祐の『陶器指南』に著されている。書名もまさに『陶器指南』であり、『陶工必用』でも『陶磁製方』でもない。

さて『陶器指南』を出版するにいたる状況については、まず可亭

道人（羽倉可亭へ一七九九〜一八八七）、歌人、書家、粹人で作陶もよくしたという）の序ならびに欽古堂亀祐の自序に記されている。可亭道人の序によれば「余の友、往（さき）に樂焼を試みる者有り、而して其の精を得る者少し。蓋（けだ）し土石を用ゐるの法を知らざる故なり。一日（あるひ）欽古堂を訪ね、茶話すること数刻、已にして製陶の事に及び、主人一小冊子を書いて余に示す。余之を讀みて、啻（ただ）焼の法のみならず、坊間に用ゐる所の諸陶器の製、詳（つまびらか）ニ委（つぶさ）ニ殆ど盡す。実に主人の多年の精心（進）の致す所なり。今此を編に就て、其の法に練熟し、以て従前の翳（かざし）を洗う。則ち此の小冊子も亦、製陶する者の黄金の竿なり。文政戊子夏日 可亭道人信識す」（原漢文、読み下しにルビを付した）と記している。つまり欽古堂を訪れた可亭道人は「茶話すること数刻、已にして製陶の事に及び」亀祐から、恐らくこの『陶器指南』の草稿、『欽古實傳』の一部を見せられたものと思われる。しかし、この可亭道人の序が、書かれた文政戊子夏日、つまり文政十一年（一八二八）の夏から、『陶器指南』が発刻された文政十三年（一八三〇）（但し文政十三年は十二月十日に天保に改元）仲秋まで、間があいているのを見ると、出版まで、足掛け三年間を要したことになる。そしてさらに欽古堂亀祐の緒言が文政十三年寅春に脱稿しているのを加えて考えると、出版にいたる時間的な経過がさまざま想定され、それとともに、本書の記載内容から、その遅延の理由もある程度推測されるものがある。それにしても欽古堂亀祐の商売は、この書に「諸焼物業絵具調合所 平安城伏見街道一ノ橋下 欽古堂 亀祐」と記しているように、「諸焼物業絵具調合所」であり、今日風にいうならば、焼物に必要な釉薬や絵具な

どを商うとともに、その調合の「こつ」などを教えることのできる「やきもの材料屋」としての性格をもっていたことが分かってきている。そうした点からすれば、京焼がもつ製陶、窯業技術を相伝するということが以上に、自らの生業を助けるための要素、必然的に啓蒙書としての性格が強く意識されていたものと見る事ができるであろう。もちろんその意図は、欽古堂亀祐の「自序」に明らかであり、次のように記されている。

「予幼キヨリ、陶器ヲ製スル事ヲ好シニ、摂州三田住神田某、其功ヲ試ミン為ニ、陶器山ヲ其所ニ開、連綿タル事已三十年、総テ陶器ハ土石ヲ心トシ、銅鉛或ハ塩灰ヲ粧トス、然レトモ其土石并諸薬調合ノ分量ヲ知ラサレハ、遂ニ陶器ヲ製スル事アタハス、故ニ多年其分量終始ヲ試ミ、製陶ヲ好ム人ニ示サン為、細ニ奥義ヲ記収スル事シカリ。文政十三寅春 洛南 欽古堂」

これによれば、これを発刻する直接の動機は三田焼の神田某、神田宗兵衛義重とのかかわりであろうが、欽古堂亀祐の「やきもの」（陶磁器）観は、「総テ陶器ハ土石ヲ心トシ、銅鉛或ハ塩灰ヲ粧トス」といい、「然レトモ其土石并諸薬調合ノ分量ヲ知ラサレハ、遂ニ陶器ヲ製スル事アタハス」だから、「多年其分量終始ヲ試ミ、製陶ヲ好ム人ニ示サン為、細ニ奥義ヲ記収スル」のが、この『陶器指南』と題する書物であるというわけである。

そしてその目次を見ると、「南京石出所事、本窯土焼事、石焼物古図事、石焼口クロ図、素焼窯図、素焼器積様図、窯ノ内諸具図、向ノ吹出シ南京窯図、青磁薬石事、絵薬事、桃色薬ノ事、緑紅薬事、薬灰ノ事、青瓷十三品地土調事、南京焼地土并上薬事、南京古染付ノ法、虫食ノ事、黒メ砂ノ事、南京本窯十二通積様、窯内薬加減事、

本窯内積様略図、カハカシ(乾)窯図、石焼作手数事、錦焼事、唐土事、京日岡石事、白玉事、錦焼葉調合事、白玉ナシ葉事、ツラシ葉事、錦焼窯図事、交趾焼事、赤交趾地土并地葉事、白交趾事、交趾焼上葉事、黒交趾事、交趾焼様事、黒交趾焼様事、交趾窯図、黒交趾窯図、紅毛焼事、紺青合様事、本窯清水五条粟田焼事、土焼葉出所事、土焼葉事、三島焼事、古信樂仕法事、素焼窯図事、窯中火廻場図、土焼本窯図」としている。

この『陶器指南』の全体的な構成を見ると、まず「南京石出所事」、つまり磁器焼造のための磁石の取れるところからはじまり、「石焼物古図事」、「石焼クロクロ図」、「向ノ吹出シ南京窯図」、「南京焼地土并上葉事」、「南京古染付ノ法」、「虫食ノ事」、「南京本窯十二通積様」、「石焼作手数事」というように、この時期の「やきもの」への関心事は、南京焼、つまり磁器焼造へと大きく移っているということが出来る。そして南京石は「摂州、丹州、近州、信樂又ハ関ヶ原、湖西大溝辺ニ多シ」としながら「其餘諸国ニナキハナシ、其土石ノ性質見極、地土并葉石ト、二品ニ分チ用ウ」のがよい「こつ」であると述べている。

それに対して「土焼き」、つまり「土もの」、陶器については、「本窯土焼事」、「本窯清水五条粟田焼事」、「土焼葉出所事」、「土焼葉事」、「三島焼事」、「古信樂仕法事」、「素焼窯図事」、「窯中火廻場図」、「土焼本窯図」の項目で触れているだけであり、さらにこの書の特徴は、「素焼窯図」にはじまり、「素焼器積様図」、「窯ノ内諸具図」、「南京本窯十二通積様」、「本窯内積様略図」、「カハカシ(乾)窯図」、「錦焼窯図事」、「素焼窯図事」、「窯中火廻場図」、「土焼本窯図」にいたる窯の構造や窯への詰めよう、窯の焚きよう、火の回り

ようにについても図示しながら言及されていることであろう。そして、もう一つは「藁灰ノ事」、「唐土事」、「京日岡石事」、「白玉事」のように、もともと基本的な材料について、簡潔な解説がつけられているということである。つまり、これまでの「押小路焼傳」や「仁清傳」、「乾山傳」が、陶工から陶工へ、いわばプロからプロへの相伝であったのにたいして、素人に近い人達への啓蒙の書であるとする意識が大きく働いているといえよう。とくに乾山深省の意識のなかでは省略されていた、窯の構造や窯の材料、窯の詰めよう、窯の焚きようなどについては、はじめて記録にのせられたものであったことが、ことさら当時の人々に新鮮な情報としてとらえられたのではないかと考えている。また、もちろん、いうまでもなく当時の人々の「やきもの」への関心事は、中国陶磁器にあったことは、この書物からも理解することが出来る。例えば「石焼物古図事」によれば、「赤壁物」、「成化物」、「嘉靖物」、「祥瑞焼」、「南京屏風箱香合」、「呉洲ウサギノ香合」、「呉洲染付木瓜ノ香合」、「砧青瓷」、「ヒシ黄手ノ青瓷(醬手力)」、「七貫青瓷」、「天龍寺青瓷」が図とともに列挙されている。挿図と併せて考えると、「赤壁物」は、胴の半面に赤壁賦を文字で書き、他の半面には船上から赤壁を見上げている図を描いているもので、「赤壁物」と総称され、作品としては呉須染付や呉須赤絵のものがあり、なかでも青呉須の鉢などがとくに珍重されている。「成化物」、「嘉靖物」は、「大明成化年製」や「大明嘉靖年製」銘のある染付(青花)磁器の総称で、官窯のものだけに限らず、民窯製品の在銘作品のものまでを含めて呼んでいたもののようである。図では山水文の鉢と龍耳をもった花卉文耳杯が描かれている。つづいて「祥瑞焼」と「南京屏風箱香合」は、祥瑞は片身替

り向付。南京屏風箱香合は古染付の型物香合の一つに数えられている、双馬文のある屏風箱香合が描かれている。「呉洲ウサギノ香合」と「呉洲染付木瓜ノ香合」は、これともに名物視されている香合で、呉須赤絵と呉須染付、呉須赤絵兎香合と呉須染付木瓜形香合が描かれ、呉須赤絵兎香合は蓋表に白兎、呉須染付木瓜形香合は蓋表に高士図と側面に竹に柴売りの姿が描かれている。「砧青瓷」は、典型的な袴腰香炉が図示され、「ヒシ黄手ノ青瓷（醬手カ）」は、まさに醬手の稜花形印花文の平鉢、「七貫青瓷」は刻花花卉文片口鉢、「天龍寺青瓷」は、刻花花卉文双耳長頸瓶が描かれている。いずれも茶の湯の道具、具足として広く知られたタイプの作品が選ばれている。「南京古染付ノ法」や「虫食ノ事」では、とくに当時でも人氣を博していた古染付が、とくに取り上げられ、「虫食ノ事」では、古染付の特徴の一つでもある「虫食」、釉剥げの部分の作り方についても丁寧に説明している。

さらに「青瓷十三品地土調事」では、近年ではほとんど用いられなくなったが、少なくとも日本人が構築してきた中国青磁にたいする当時の人々の分類法とその考え方、特徴の把握と、それにもなう呼称と年代観などを知ることのできるものとなっている。ここでは、「砧青瓷」、「酒會青瓷」、「人形手青瓷」、「ホクチウ青瓷」（不祥）、「ヒシヲ手青瓷」、「飛青瓷」、「珠光青瓷」などを挙げ、さらに四種類のものがあるが、実際に見ていないのでそれについて言及するのは省略すると書き加えている。恐らく砧青瓷、天龍寺青瓷、七貫青瓷というように配列したのは、大まかな年代観によるものと見られるであろう。酒會青瓷は酒會壺と呼ばれる鎬文や貼花牡丹唐草文のある短頸壺、人形手青瓷は文様に孔子や老子などの人物像や唐花文、

山水文、雷文などを型押ししたもので、さらに酸化焰焼成が強く、枇杷色から醬色に発色した青磁を「ヒシヲ手青瓷」と呼んでいる。飛青瓷や珠光青瓷については、いまさら説明する必要はないであろう。それにしても、日本人の中国陶磁器、なかでも青磁や染付や赤絵などにたいする思い入れの深さと憧れ、親しみの深さのある世界を垣間見ることが出来るものとして、貴重な資料であると考えている。

そして最後に注目したいのは、この『陶器指南』における「交趾焼」にたいする取り扱いであり、「楽焼」とのかかりである。まず、欽古堂亀祐の自筆草稿②『欽古實傳 上・下』の目次並びに本文では、「楽焼事」、「赤楽地土并地薬事」、「白楽地土并地薬事」、「楽焼上薬事」、「楽焼様事 白赤トモ同断」、「黒楽焼様事」、「楽焼窯圖」、「黒楽窯圖」とあり、本文記載でも「楽焼」の文言が用いられている。

ところが、京都国立博物館所蔵本の『陶器指南』（京博自筆本④）では、「交趾焼ノ事」、「赤交趾地土并地薬ノ事」、「白交趾ノ事」、「交趾焼上薬事」、「黒交趾ノ事」、「交趾ノ焼様ノ事」、「黒交趾焼様ノ事」、「交趾窯ノ圖」、「黒交趾窯圖」というように、「交趾焼」の文字に改められており、本文でも「楽」の文字はすべてが「交趾」に書き改められている。そして、さらにそれに続く「紅毛焼事」、「紺青合様事」に続いて「今世二行ハル、楽焼ハ、元来、交趾焼ヲ写セシモノナリ、仍テ今ノスル處、皆交趾焼ト称ス、覽者イブカル事ナカレ」と注記を入れており、楽焼を交趾焼に変えた理由を述べている。つまり、楽焼は本来交趾焼を写したものであるから、交趾焼としたのである。したがってこの清書本によって版本とされた中村家所蔵の版本③『欽古實傳 陶器指南 全』にも、三十二

丁、前頁全部を使って、しかも筆跡の明らかに異なる異筆で「今世二行ハル、楽焼ハ、元来、交趾焼ヲ写セシモノナリ、仍テ今ノスル處、皆交趾焼ト称ス、覽者イブカル事ナカレ」という同文の注記を加え、異様な雰囲気の内容を構成している。こうしたところから、京焼の世界では、早くから楽焼は交趾焼の技法を写したものであり、交趾焼の仲間、交趾焼の技法から特殊な一家の家職として独立した技法であること、楽焼として伝えられてきたことを、周知の事実として知っていたことを示しているものということができよう。しかし、京都を除く地方へ流布していくことを期待した欽古堂亀祐の『陶器指南』が、楽焼を楽焼と表現しようか、あるいは京焼の世界で広く用いられていた、楽焼を「交趾」という表現に書き換えざるをえなくなっていた過程のなかでは、自分のなかの葛藤とともに、出版界との軋轢も想定される問題として興味尽きないものがある。

さて、ここまで『陶工必用』、『陶磁製方』、『陶器指南』の三冊の陶法傳書について見てきたが、いずれも自筆本が傳存していることと同時に、その内容からするならば、近世窯業の揺籃期である十六世紀に遡る「押小路焼傳」に始まり、十七世紀後半にまとめられた京焼草創期の「仁清傳」があり、十八世紀前半の技術を伝える京焼完成期のものとしての「乾山傳」がある。そしてさらに「土もの」から「石もの」、つまり磁器焼造へと移行する十九世紀前半に集積された、優れた啓蒙書、欽古堂亀祐の『陶器指南』が伝承されている。しかもそこには、それぞれの時代の特徴や作風的な動向、時代の好みの推移なども見てとることができるものであり、そうした意味では、さまざまな豊富なデータ・ベースを含む資料であるということができるとであろう。しかもそれは京焼の世界における限

られた問題であるばかりではなく、近世窯業史の重要な基本的な文献資料として認識し、さらには陶磁器研究者の基礎知識として皆が所有しなければならぬものとして、再確認する必要があるものではないかと考えている。